

第13回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月13日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 埤田 定
2番 熊野 茂公
3番 宮内 昭壽
4番 河村 晴夫
5番 小林 勉
6番 田村 尚利
7番 出穂真奈美
8番 鬼武 敬子
9番 繁本 武紀
10番 藤本 準一
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博
2番 城 俊治
3番 末岡 博
4番 國弘 久男
5番 西村 隆裕
6番 秋山 孝
7番 西岡 正信
8番 弘田 靖
9番 久保田 等
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

11番 山本 忠男

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地
利用集積計画の承認について

議案 第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) について

議案 第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは 只今から第13回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、11番 山本 忠男 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 宮内 昭壽 委員、4番 河村 晴夫 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

続いて議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は1件でございました。

それでは、別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のありました土地は中島田地内の島田中学校南約230mに位置する2筆と、小周防地内の周防出張所から北西約600mに位置する5筆で、地目は全て田、面積は合計4,618㎡の自作地でございます。

譲渡の理由ですが、従前より譲渡人は島田地区にお住まいで、維持管理が困難となった当該農地を有効活用してくれる方への譲渡を考えておられ、一方で規模拡大による農業経営基盤の安定を考えておられた、市内立野地区在住の譲受人の双方の希望が合致し、今回の申請に至ったものでございます。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所

有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行われることが認められると判断いたします。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えております。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては通常譲渡される土地の所在する地区の担当である宮内委員、鬼武委員にそれぞれ調査の依頼をするところでしたが、譲受人が立野地区にお住まいの認定農業者でもあり、現在も相当な面積で農業経営を行っておられ、必要な調査の範囲も広範囲に及ぶことから、譲受人の現在の営農状況等に詳しい立野地区担当の田村尚利委員に調査をお願いしたところでございまして、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

田村尚利委員、補足説明をお願いします。

6番

特にございませぬ。

議長

これより質疑に入ります。何かございせんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は 1 件でございました。

それでは、別紙「位置図」、第 5 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は所有権移転に伴う転用許可申請となっております

申請者のうち、譲渡人は申請地横にお住まいで、譲受人は現在周南市櫛ヶ浜にお住まいの個人です。

申請のあった土地は、光市役所大和支所から北に約 3 km の大字東荷地内にある 1 筆で、地目は田、面積が 2,582 m²です。譲渡人は高齢で後継者もなく、借受けて耕作しようとして申し出る者もなく維持管理が困難であることから処分を検討されていたところ、太陽光発電事業に参入するため、事業に適した用地を探していた譲受人を紹介するものがあり、双方の希望が合致し、この度申請に至ったものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。本件については、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地となり、他に代わりとなる土地が無い場合許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その确实性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

次に「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 出穂委員、補足説明をお願いします。

7番 今の説明のとおりで特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成 30 年度 5 号です。全て新規の 4 件、11 筆で面積は 11,820 m²でございます。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは続きまして議案第 4 号の資料をご覧ください

「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」でございますが、これは平成 29 年度の農業委員会が実施しました事務等についてその実績を点検・評価したものでございまして、概ね、当初の活動計画について適切に実施できたと考えております。

この議案第 4 号の内容につきまして、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からの意見をいただくこととしておりましたが、意見はございませんでした。

事務局としましては、議案第 4 号の案につきまして、正式な「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ございませんので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

次に議案第 5 号の資料をご覧ください。

こちらは、今年度、平成 30 年度に農業委員会が実施してまいります事業につきまして「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」として、その目標等を計画としてまとめたものでございます。

内容としましては、平成 29 年度の実績を踏まえ、今年度の活動計画を策定した内容となっております。

この議案第 5 号の内容につきましても、議案第 4 号と同じく、光市ホームページに掲載し、5 月 15 日から約 1 カ月の間、この案について市民の皆様からのご意見をいただくこととしておりましたが、こちらも意見はございませんでした。

この議案第 5 号の案につきまして、このままの形で正式な「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ほかにございませので採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、報告第 1 号「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回の届出の件数は、3 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第 3 号「非農地証明について」です。

証明願いの件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当委員のほか 2 名の委員と事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

報告は以上でございます。

議長

只今の報告第 1 号から第 3 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第13回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年6月13日開催の第13回光市農業委員会総会の事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印